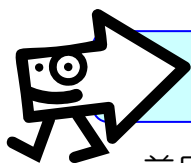


今月は年齢別チェックリスト 後編です！

**communis 通信**

発行:コムニスサポート有限会社  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>



**社会保険手続／給与計算 年齢別チェックリスト 後編**

前月号では、40歳～64歳までの年齢別チェックリスト（前編）を掲載いたしました。今回は65歳～75歳までの年齢別チェックリスト（後編）です。どうぞご活用下さい。

到達月：誕生日の前日が属する月

年齢	確認事項	処理時期	
65歳	《 高年齢雇用継続給付の終了 》		
	雇用保険	届出不要です	—
	《 介護保険第1号被保険者に該当 》		
	社会保険	届出不要です	—
	給与計算	65歳以上の介護保険料は、給与・賞与から控除する必要がなくなります ※介護保険料は年金から控除されるか、従業員自身が振込することになります	65歳到達月分から
70歳	《 厚生年金保険被保険者資格喪失 》		
	厚生年金	「厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当届」 「厚生年金保険 被保険者資格喪失届」 「厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」※ ※これらの書類は、該当の都度、年金事務所に提出	喪失日から5日以内
	給与計算	給与・賞与からの厚生年金保険料を控除する必要がなくなります	70歳到達月分から
75歳	《 後期高齢者医療被保険者に該当 》		
	健康保険	「健康保険 被保険者資格喪失届」提出	喪失日から5日以内
	給与計算	給与・賞与からの健康保険料を控除する必要がなくなります	75歳到達月分から

※ 届出書類には、ダウンロードできるものもあります。

下記、日本年金機構ホームページをご参照下さい。

<http://www.nenkin.go.jp/main/system/index8.html>